

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－015	承認日	2014.4.1	1/1
法人会員死亡の場合の取扱規定					作成者 大幸智穂	承認者 原和人

1. 本部事務局への連絡

会員が亡くなられた場合、当該院所から本部事務局へ連絡する。内容は職員及び家族の場合と同様とする。

2. 弔電の取扱い

本部事務局において、理事長名で弔電を打つ。

3. 香典の取扱い

当該院所から香典を届ける。額については1万円とし、本部事務局予算の執行とする。

4. 葬儀及び告別式への参列

本部事務局が法人を代表して参列することを基本とする。

当該院所代表が、法人代表を兼ねて参列する場合もある。